

新居浜市上上下水道施設包括委託事業の実施方針に関する個別対話結果

No.	議題	質問／意見	ご意見・ご質問	回答
1	統括遂行責任者・統括責任者の兼務による評価について	意見	実施方針に関する説明会で配布された資料P7に記載されている他の施設の統括責任者の兼務可能と、統括遂行責任者・各統括責任者の兼務可能について、配置人数によって評価に差異が出ないような採点方法を考慮頂きたいです。	合理的、効率的な体制を評価する方針です。
2	運転管理・保守管理を担当する企業の参画要件	質問	運転管理・保守管理を担当する企業は、JVもしくは新会社であった場合、JV構成企業もしくは新会社出資企業のうち1社の実績を以って参画可能でしょうか。	参加可能かについては検討の上、可能とする場合は、募集要項公表時に記載内容を変更する。
3	その他業務の事業費について	質問	実施方針P9,表1のその他業務のうち下水道管路面整備の工事費及び汚水樹設置の実施設計・設置工事の費用はWPPPの事業費に含まないと認識していますがよろしいでしょうか。	下水道管路面整備の工事費は事業費に含まませんが、汚水樹設置に関する費用は事業費に含まれます。
4	(工水) 更新支援型から更新実施型への移行	質問	実施方針P40,(3)更新路線について更新支援型と更新実施型に分かれていますが、支援型から実施型に移行する要因は以下のとおりと考えておりますが、よろしいでしょうか。 要求水準書(素案) P44,6-4-4(1)(エ)【表6-6】に示されているバイパス工事が更新支援型で改築工事が更新実施型になると考えています。	ご認識のとおりです。
5	水源施設の動力費における調達管理対象範囲	質問	要求水準書(素案) P8,3-4-1(2)(イ)電力の調達に「場外施設のみの調達」と記載がありますが、送水場、中継場の動力費も調達管理対象外となる認識でよろしいでしょうか。 (実施方針に関する説明会で配布された資料P13には、水源施設の動力調達は調達管理対象外にと記載があります。)	水源施設の電気料金の考え方として、高圧受電契約対象施設は当該施設に係るすべての電気料金が調達対象外となります。また、水源地及び中継場における三相200Vで稼働している水中ポンプの電気料金も調達対象外となります。調達対象となるのは、単相100Vで稼働している施設内の電灯等の電気料金となります。
6	管路点検の内容・頻度について	質問	要求水準p11,3-6-1(1)(ウ)及びp28,4-7-2(1)(ウ)に、上下水道管路について「事業者は事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、市に提出するものとする。」とありますが、事業量積算のために貴市が行われている点検の内容・頻度等が分かる記録を開示して頂けますか。	開示資料にて開示済みです。
7	管路のストックマネジメント業務について	質問	要求水準書(素案) P40,6-3(1)の中で水道事業及び工業用水道事業に関する業務及び公共下水道事業に関する業務で水道・工業用水道改築年次計画見直し業務、ストックマネジメント計画策定業務がありますが、その業務内において管路の状況を把握するものと認識していますがよろしいでしょうか。	下水道管路についてはご認識のとおりです。水道管路及び工業用水道管路については日常の保守点検等により蓄積した情報をもとに見直すこととしております。
8	事業終了時の管路の引き渡しについて	質問	上記の認識でよろしければ、要求水準p11,3-6-1(2)(ア)及びp28,4-7-2(2)(ア)に、上下水道管路について「事業者は事業期間終了時、業務範囲における法令点検対象施設が著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。」とありますが、全ての著しい損傷を改善できない状況で事業が終了する可能性もあると思われます。双方協議の上、管路修繕・更新事業費と照らし合わせて重要なものから実施していき、事業期間中に終了しないものについては要求水準書を遵守できない状況が残るものと認識しています。よろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	現在の管路の状態について	質問	要求水準p11,3-6-1(2)(ア)及びp28,4-7-2(2)(ア)に、上下水道管路について「事業者は事業期間終了時、業務範囲における法令点検対象施設が著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。」とありますが、現状の管路の状態如何によっては双方が認識していない著しい損傷が残る可能性があります。貴市が把握している管路の状態について教えて頂けますでしょうか。	開示資料にて開示済みです。
10	緊急対応について(管路)	質問	管路においての緊急対応については、現地施工と資材供給が必要となりますが、現地施工については地元業者との連携が不可欠と考えます。今回のWPPP事業における連絡指揮系統についてお考えをご教示願います。(苦情受付窓口、対応体制、対応状況、頻度等)	受付窓口は上下水道局となります。営業時間外については、同局の宿直が窓口となります。 地元企業との調整、対応等については市職員と協働で実施していただくことを想定しています。
11	工業用水の管更生について	質問	工水管路について、環境負荷と経済的な面から管更生による整備もメリットがあると考えます。既設管を活用した管更生工法も管路更新の工法の選択肢に入れても良いでしょうか。	工水管路の更新については工法選択も含めた基本設計を本事業において実施する予定です。
11	工業用水の管更生について	質問	年間の予算上限額や1件当たりの上限額が設けられている業務において、市への事前相談が必要とした理由を確認したい。	業務ごとに予算を確保しており、年間で想定している額が決まっているため、事業実施前に市へ事前相談を行うこととしています。ただし、業務によっては超過する場合もあるため、そういった場合については市と事業者で協議を行い、優先業務を実施する等の対応を想定しています。
12	本事業の対象業務について	意見	処理場施設の対象業務である調達管理について、5/9の説明会時に処理場施設の電力費等を精算対象とすると説明いただきましたが、薬品費等も精算対象となりますでしょうか。	薬品については検討のうえ、募集要項公表時に示します。
13	物価変動に係る費用の増減方法	意見	リスク分担表に記載しております「物価変動に係る費用の増減(一定の範囲内の場合)」につきまして、貴市がご検討されている一定の範囲や指標をお伺いした上で、弊社よりご提案させていただきたく存じます。	物価変動に関する一定の範囲や指標については、個別対話による意見をもとに検討を行い、募集要項公表時に示します。
14	モニタリング	意見	モニタリングの頻度および方法につきまして、貴市のご検討状況をお伺いした上で、弊社よりご提案させていただきたく存じます。	モニタリング頻度については隔月または四半期に1回を、対面形式で検討しています。個別対話による意見をもとに検討を行い、募集要項公表時に示します。
15	台帳の一元化	意見	水道と下水道の台帳の一元化につきまして、貴市のご検討の考え方をお伺いした上で、弊社よりご提案させていただきたく存じます。	業務の効率化、サービスの向上を図るために、GISを基盤とした水道管路と下水道管路のデータベースの一元化を検討しています。

新居浜市上工下水道施設包括委託事業の実施方針に関する個別対話結果

No.	議題	質問／意見	ご意見・ご質問	回答
16	参加資格要件	質問	改築工事における配置技術者について、貴市のお考えをお伺いしたいです。	配置技術者については必要最低限の設定をした上で、事業者の裁量と責任で実施することを想定しています。
17	修繕の取扱い	意見	本事業では修繕費に上限があり、かつ少額となっています。 この点に関しては、維持管理と更新の一体マネジメントという観点において、いわゆる維持管理部分が貴市判断に委ねられる部分が大きく、事業者側でのコントロールが困難ではないかと懸念いたします。 例えば、リスク分担表においては、「劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理を行わなかったことによる損傷」は民間事業者側のリスクとなっていますが、適切な維持管理のコントロールに上限がある場合、帰責性の特定が困難になると考えられます。 この点について、貴市のお考えをお伺いしたいです。	適切な維持管理については要求水準書上で定めた維持管理となります。事業自体に予算設定がある中、他業務とのバランスを考慮して、過年度実績をベースに上限額を定めております。ただし、上限額を超えることは協議により可能としておりますので、他業務とのバランスを考慮しながら実施していただくことを想定しています。 そのため、必要十分な状況を提示した上だ、市が修繕の先送り等の判断を行ったことに伴う故障・破損のリスク分担は市側となります。
18	更新実施型の改築費の取扱い	質問	本事業では、工水管路が期中に更新実施型に移行されるルールとなっていますが、移行後の更新費用についてはいつどのような形で設定されるのでしょうか。この点について、貴市のお考えをお伺いしたいです。	更新実施型に移行する際は、基本設計の結果に基づく改築費用を計上するが、見込んでいた改築費用と詳細設計後の費用に大きな乖離が生じた場合は、市の予算額に併せて事業量を調整することを想定している。 なお、更新実施型への意向は基本設計の結果に基づき、移行可能な枠組みとしており、移行をルール設定するものではありません。
19	貴市が発注する工事の入札参加条件	質問	「SPCの構成企業及び協力企業については、競争性、公平性及び透明性の観点から、本事業により実施する設計成果に基づき市が発注する工事の入札にご参加いただけないものとする」と記載がございます。しかし、改築内容によっては、構成企業及び協力企業が実施することで、より効率的かつ質の高い工事が実現できる可能性もあるかと存じます。つきましては、発注工事ごとに、入札参加条件をご検討いただくことも一つの方法かと思いますが、この点について、貴市のお考えをお伺いしたいです。	地方公共団体におけるピュア型CM活用ガイドラインに基づき、競争性、公平性及び透明性の観点から設定しておりますので、ご理解ください。 なお、「本事業により実施する設計成果に基づき市が発注する工事」における設計成果とは詳細設計を意図しており、対象となる工事は水道管路、下水道管路及び工水管路について本事業で実施する実施設計に基づいて、市が発注する工事が対象となります。
20	事業評価委員会	質問	事業評価委員会の開催方法（開催時期や評価方法）について、貴市のお考えをお伺いしたいです。	5年に1回、事業期間中2回。有識者を含む委員会において内容審議を予定します。